

### 3 変更事項別必要書類一覧等

届出の際は、直近の許可申請書副本、その後提出した変更等の届出書副本を必ず持参してください。届出を怠った場合、更新することができず、また、監督処分の対象となる場合もあるので、必ず法定期限内に提出してください。

#### (1) 事実の発生したときから 14 日以内 《法第 11 条第 4 項》

**14 日**  
以内

届出書様式及び添付書類	閲覧	確認資料等
<b>A-1 経營業務の管理責任者の変更・追加 p258</b>		
①変更届出書（様式第 22 号の 2）	○	・経營業務の管理責任者の確認書類 p172 ・印鑑証明書の写し ※改姓・改名は戸籍謄本又は住民票の写しを提示 ※役員等の変更が伴う場合は、L の届出書類
②役員等の一覧表（別紙一）	○	
③経營業務の管理責任者証明書（様式第 7 号）	×	
④経營業務の管理責任者の略歴書（別紙）	×	
<b>A-2 経營業務の管理責任者の削除 p262</b>		
①変更届出書（様式第 22 号の 2）	○	全部廃業又は一部廃業が伴う場合は、廃業届（様式第 22 号の 4）を提出
②届出書（様式第 22 号の 3）	×	
<b>B-1 専任技術者の変更・追加 p263</b>		
①変更届出書（様式第 22 号の 2）	○	・営業所の専任技術者の確認書類 p176 ※改姓・改名は戸籍謄本又は住民票の写しを提示 ※区分「2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更」に係る届出の場合、①の提出は不要です。
②専任技術者一覧表（別紙四）	○	
③専任技術者証明書（様式第 8 号）	×	
<b>B-2 専任技術者の削除 p266</b>		
①変更届出書（様式第 22 号の 2）	○	※一部廃業等により専任技術者を削除した場合は左欄のとおり届け出る。専任技術者の交替に伴う削除の場合は、様式第 22 号の 2、別紙四、様式第 8 号により届け出る。
②届出書（様式第 22 号の 3）	×	
③専任技術者一覧表（別紙四）	○	
<b>C 欠格要件に該当したとき p267</b>		
・届出書（様式第 22 号の 3）	×	法第 8 条第 1 号又は第 7 号から第 13 号までのいずれかに該当した場合
<b>D 令第 3 条に規定する使用人の変更（支店長等） p268</b>		
* 既に令第 3 条使用人である者が営業所間で異動するとき等は P の⑦として提出。		
①変更届出書（様式第 22 号の 2）	○	・令第 3 条に規定する使用人の確認書類 p181 ・印鑑証明書の写し ・「役員等氏名一覧表（県様式）」 p292 ※改姓・改名は戸籍謄本又は住民票の写しを提示
②誓約書（様式第 6 号）	○	
③建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表（様式第 11 号）	○	
④建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第 13 号）（新任者の場合のみ）	×	
⑤登記されていないことの証明書・身分証明書（新任者の場合のみ）	×	

○：閲覧対象のもの ×：閲覧対象でないもの（平成 27 年 4 月 1 日施行 法第 14 条及び規則第 12 条の 2）

※専任技術者となる者が、申請者又は他の建設業者の国家資格者等・監理技術者として申請していた場合、かならず国家資格者等・監理技術者の削除の届出を事前に提出すること。

同様に、経營業務の管理責任者となる者が他の建設業者の国家資格者等・監理技術者として申請していた場合、かならず国家資格者等・監理技術者の削除の届出を事前に提出すること。